

航空自衛隊仕様書		
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	業務車2号(緊急用)	CPS-V23121-10
		大臣承認 令和 年 月 日
		作成 昭和55年 4月30日
		改正 令和 2年 3月 9日 令和 4年 7月 4日

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において使用する業務車2号(緊急用)(以下、“車両”という。)について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、C&LPS-V00008の1.2及びC&LPS-Y00007の1.2による。

### 1.3 種類

種類は、表1によるものとし、調達する種類については、調達要領指定書で指定する。

表1—種類

種類	物品番号
業務車2号(緊急用)	—
業務車2号(緊急用)(4×4)	—

### 1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1の種類による。

例 業務車2号(緊急用)

### 1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、b)を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

品 名	業務車 2 号（緊急用）
-----	--------------

a) 仕様書

C & L P S - V 0 0 0 0 8 車両等共通仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 1 3 年環境省告示第 1 1 号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.1 によるほか、道路運送車両法（以下、“車両法”という。）に適合しなければならない。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に規定する燃費基準値及び排出ガス基準の適用の有無は、調達要領指定書により指定する。

2.2 材料・部品・加工方法

材料、部品及び加工方法は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.2 による。

2.3 構造

構造は、次によるほか、市販の 4 ドア・セダン型 4 輪乗用車であり、“車両法”による緊急車両とし、細部は、承認図面による。

a) 機関は、次による。

1) 形式 4 サイクル水冷ガソリン機関

2) 総排気量 2 5 0 0 c c 以上（公称）

3) その他 ハイブリッド車

b) 変速機は、自動式とする。

c) 駆動方式 駆動方式は、次による。

1) 業務車 2 号（緊急用）は、前輪駆動又は後輪駆動とする。

2) 業務車 2 号（緊急用）（4 × 4）は、総輪駆動とする。

d) 乗車定員は、5 名とする。

e) エアコンを取り付ける。

f) AM / FM ラジオ及び時計を取り付ける。

g) リヤドア、リヤクォーター及びバックガラスには、製造会社仕様のスモークフィルム（透過率 1 5 ± 3 %）を使用する。

h) 表 2 の警光灯の種類を b とした場合は、助手席用サイドミラーを助手席側のドアに取り付ける。

i) サイレンアンプ・スピーカー サイレンアンプ及びスピーカーは、次によるほか、j) の警光灯及び k) の補助警光灯と連動するために必要な配線を行う。

品 名	業務車 2 号（緊急用）
-----	--------------

- 1) サイレンアンプは、次による。
- 1.1) 定格電圧                   DC 1 2 V又は、DC 1 3. 2 V
  - 1.2) 電流                       約 6 A
  - 1.3) 出力                       5 0 W
  - 1.4) サイレン 車両の前方 2 0 m の位置において 9 0 dB～1 2 0 dB の範囲の音量であり、4 秒及び 8 秒周期の選択式とする。音色は、警察車両のものを基準とする。
  - 1.5) サイレンテストが可能でなければならない。
  - 1.6) 夜間の操作が容易となるようスイッチに照明が付いていなければならない。
  - 1.7) 接続が可能なマイクを附属する。
  - 1.8) 取付位置については、操縦室内前部中央付近とする。
- 2) スピーカーは、次による。
- 2.1) 1) のサイレンアンプに適合しなければならない。
  - 2.2) 質量                       2 k g 以下
  - 2.3) 取付位置                 フェンダー内
- j) 警光灯の種類は、表 2 によるものとし、調達する種類は、調達要領指定書により指定する。
- なお、取り付けた警光灯に適合した警光灯球切れ検知器を取り付ける。

品 名	業務車 2 号（緊急用）
-----	--------------

表 2 - 警光灯の種類及び性能

種類	品 名	性 能	
a	流線型回転灯 (着脱式)	定格電圧	DC 12 V
		電流	約 3 A
		閃光数	約 230 回/分
		使用電球	JA 12V 35W (ハロゲン球, 口金 BA 15 S)
		質量	1 kg 以下
		装着方法	着脱式 (傷付き防止ゴムマグネット付き)
		グローブ	赤色 (ポリカーボネート樹脂製)
b	流線型回転灯 (昇降装置付)	定格電圧	DC 12 V
		電流 (昇降装置)	約 1.1 A
		電流 (回転灯)	約 1.6 A
		閃光数	約 200 回/分
		使用電球	JA 12 V 20 W (ハロゲン球, 口金 BA 9 S)
		質量	5 kg 以下
		昇降装置開閉時間	双方 2 秒程度
		グローブ	赤色 (アクリル樹脂製)
		取付	天井に装着し, 後方視界を極端に損なわず, 排水機構を有する構造とする。
<p><b>注記</b> 種類 b を指定した場合, 格納箱の周囲には, 乗務員が車両の動揺や乗降の際の接触で怪我することのないよう, ウレタン, スポンジなどの緩衝材を張り付けて, 内張りと同質のレザーで仕上げ, 排水管は, 車両側部から排水する構造とする。</p>			

k) 補助警光灯は, 次による。

- 1) 定格電圧 DC 12 V
- 2) 電流 0.7 A 以下
- 3) 電球 LED 式
- 4) 閃光方式 赤色点滅タイプ
- 5) レンズ クリヤ
- 6) i) 1) のサイレンアンプに適合し, 連動しなければならない。
- 7) 取付位置 フロントグリル内又はフロントバンパー内

品 名	業務車 2 号（緊急用）
-----	--------------

l) カーナビゲーションシステム（製造会社仕様）の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。

なお、テレビ機能がある場合は、視聴が不可能な措置をする。（AM/FMラジオ及び時計一式がカーナビゲーションシステムと一体型の場合は、f)を除いてもよい。）

m) 寒冷地仕様（製造会社仕様）の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。

#### 2.4 外観

外観は、次による。

- a) きず、割れ、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。
- c) 塗装は、黒色（製造会社仕様）で塗装する。

#### 2.5 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-V00008の2.4によるほか、細部は承認図面による。

### 3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

### 4 出荷条件

出荷条件は、商慣習による。

#### 5.1 提出書類等

提出書類等は、次による。

- a) 類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1による。
- b) 特定化学物質等の資料については、C&LPS-Y00007の4.1.3による。
- c) 取扱説明書等は、C&LPS-V00008の5.1.2による。
- d) 完成写真等は、C&LPS-V00008の5.1.5による。
- e) 車両等主要諸元資料は、C&LPS-V00008の5.1.6による。

#### 5.2 自動車検査証・車歴簿

自動車検査証及び車歴簿は、C&LPS-V00008の5.3及び5.5による。

#### 5.3 車両法適用車両の登録付随手続等

車両法適用車両の登録付随手続等は、C&LPS-V00008の5.4による。

#### 5.4 附属品・予備品

附属品及び予備品は、C&LPS-V00008の5.6によるほか、次による。

a) 附属品 附属品は、次による。

- 1) 非常信号灯（車両法の保安基準適合品，乾電池式，懐中電灯兼用式） 1EA
- 2) 予備タイヤは、製造会社仕様（ホイール付）1本とする。ただし、予備タイヤを搭載できない仕様の場合は、パンク修理キットを可とする。

b) 予備品 スタッドレスタイヤ（1両分）の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。

品 名	業務車 2 号 (緊急用)
-----	---------------

### 5.5 承認用図面

契約の相手方は、**C&LPS-Y00007**の**4.3**により次の承認用図面を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。

- a) 外形図
- b) 銘板図
- c) その他必要な図面